

平成28年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日時 平成28年12月20日（火）14時30分～16時30分

場所 さいたま市民会館うらわ 503・505集会室

【出席委員】（敬称略）

天野政則、五十嵐樹里奈、伊藤美佐子、大町明、岡村勝巳、柿塚一二三、北濱博之、佐々木みつる、杉田裕司、鈴木千代子、田中岑夫、角田丈治、長塩礼子、中田幸枝、根本淑枝、藤高祥子、藤谷克己、保坂由枝、宮本好彦、山本光彦

【事務局】

保健福祉局：青木理事、清水部長

いきいき長寿推進課：吉田課長、相馬主幹、小島係長、藤波主任、山下主事

介護保険課：緑川課長

高齢福祉課：田辺課長

区高齢介護課：小山課長（西区）、松本課長（北区）、金子課長（大宮区）、猪野課長（見沼区）、川角課長（中央区）、益岡課長（桜区）、西村課長（浦和区）、兼山課長（南区）、石崎課長（緑区）、中村課長（岩槻区）

さいたま市社会福祉協議会

：植村生活支援コーディネーター、清水主査（大宮）、小野瀬主任（岩槻）

【傍聴人】 4名

1. 開会	
司会	<p>それでは、定刻となりましたので、「平成28年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、本運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>20名の委員の御出席をいただいております。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます、いきいき長寿推進課の小島と申します。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>最初に、配布資料の確認をいたします。本日お配りいたしましたのは、次第、席次表、平成28年度2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会当日資料となっておりますが、お揃いでしょうか。不足がございましたらお申し出下さい。</p> <p>また、事前に平成28年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料を送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら併せてお申し出下さい。</p>
2. 保健福祉局福祉部長挨拶	
司会	続きまして、保健福祉局福祉部長 清水より挨拶をさせていただきます。
保健福祉局福祉部長	挨拶

3. 議事	
司会	<p>それでは、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第1項の規定により、会長が本会議の議長を務めることになっておりますので、藤谷会長にはこれからの会議の進行をお願いいたします。</p> <p>藤谷会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。会議の円滑な進行につきまして、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。早速ですが、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第3項規定により、本会議は公開することとなっております。「さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会 会議運営要領」第4条規定に基づき、会長が傍聴人の許可及び人数を定めることとなっております。傍聴人を許可するものとし、傍聴人の人数を10人と定め、傍聴席の許可は先着順に行うものとしますがよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	それでは、傍聴を希望されている方の確認を、事務局にお願いします。
事務局	傍聴人は、4名います。
会長	<p>4名より傍聴希望があるとのことですので、先着順で許可いたします。それでは、事務局は、傍聴人を入場させてください。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>委員の皆様からのご意見やご質問につきましては、事務局の説明終了後にお受けさせていただきます。その際は、挙手によるご発言をお願いします。</p> <p>それでは、本日の次第に沿って、審議事項（1）「介護予防給付のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>審議事項（1）「介護予防給付のケアマネジメントに係る委託居宅介護支援事業所の承認」について、ご説明いたします。当日配布資料の2頁をお開きください。</p> <p>介護予防ケアプラン作成等の介護予防支援業務につきましては、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として実施しておりますが、介護保険法の規定により、指定居宅介護支援事業者に事務の一部を委託することができるとされております。そのため、委託にあたりましては、本市の指定を受けている居宅介護支援事業所のうち、本市が開催する「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、地域包括支援センター運営協議会の承認を得なければならない、と定めております。</p> <p>資料3頁、4頁にございます24カ所の居宅介護支援事業所は、平成28年7月27日及び平成28年12月14日に開催いたしました「介護予防支援従事者研修」を受講した介護支援専門員が所属する事業所であり、また、これらの事業所は、業務改善等の勧告・命令を受けておらず、居宅介護支援事業所として厚生労働省令で定めます介護支援専門員の人員基準を満たしておりますので、承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、平成29年4月に開始いたします「介護予防・日常生活支援総合事業におけ</p>

	<p>る介護予防ケアマネジメント」の委託につきましても、同様の取り扱いができるように、他市の状況を確認しながら進めておりますので、併せて申し添えます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>本件は審議事項でございますので、皆様でご議論いただいた後にご承認の旨、頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、本件につきまして、委員の皆様のご承認をいただいたということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、こちらの24の居宅介護支援事業所について、介護予防給付のケアマネジメントに係る委託を受けられる事業所として追加承認することといたします。</p> <p>それでは、次の事項に進めさせていただきます。</p> <p>審議事項(2)「平成29年度さいたま市地域包括支援センター運営方針(案)」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>審議事項(2)「平成29年度さいたま市地域包括支援センター運営方針(案)」について説明いたします。</p> <p>初めに資料の説明をいたします。当日資料の6頁をお開き下さい。6頁から12頁までが、運営方針(案)の新旧対照表になります。13頁から17頁までが、新しい改正内容を反映させた運営方針(案)になります。18頁から20頁までが、平成29年4月から開始する新しい総合事業における地域包括支援センターの役割を説明する資料です。</p> <p>それでは、6頁にお戻りください。</p> <p>地域包括支援センター運営方針につきまして、市町村は包括的支援事業を法人等に業務委託する場合には、包括的支援事業の実施に係る方針を示さなければならないとされています。</p> <p>本市では、地域包括支援センターが設置された平成18年度から地域包括支援センター運営方針を示しており、平成28年度の運営方針は、平成27年3月末に厚生労働省からの「地域包括支援センターの運営の実施に係る方針」の提示を基に、新たに追加された項目のほか、現在のさいたま市の地域包括支援センター運営状況を勘案して、平成27年度中に見直しを行い、方針を地域包括支援センターに提示いたしました。</p> <p>平成29年度の運営方針は、平成29年4月から開始する新しい総合事業に関する事業のほか、高齢者生活支援体制整備事業の支援や認知症施策の推進等に関する内容を加え、他の方針内容についても文言を見直しし、整理を行っております。なお、現在における改正箇所につきましては、下線を引いております。</p> <p>それでは、改正点につきましてご説明いたします。</p> <p>大きな改正点としましては、8頁の「5. 高齢者が自立した日常生活を送れるように支援していきます」。こちらは、今まで実施していた一次予防や二次予防に係る介護</p>

予防事業から新しい総合事業における介護予防・日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業への移行に伴う改正です。

次に9頁の「6. 地域ケア会議を推進します」。こちらは、制度改正により地域包括支援システムの構築にむけて地域ケア会議の実施が重要な位置づけとなったため、地域ケア会議の充実を図るため、今まで「運営にあたっての留意事項」と定めていたものから、基本的な運営方針に移動いたしました。

次に同9頁の「7. 地域の生活支援サービスの体制整備を推進していきます」。こちらは、平成27年度から高齢者生活支援体制整備事業をモデル事業として実施し、今年度10月から第2層の高齢者生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置しております。高齢者生活支援コーディネーターが行う地域の生活支援サービスの体制整備を円滑に実施できるようにするため、地域包括支援センターが支援していくことを新たに方針に加えました。

次に同9頁の「8. 認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進します」。こちらは、地域包括支援センターが認知症初期集中支援チームへの参画や認知症カフェの開催、認知症地域支援推進員の設置等、認知症の人とその家族の方を支援する事業を実施しており、今後、認知症施策を推進していくために、新たに方針に加えました。以上の改正内容について、13頁から17頁までに新しい内容を反映させた運営方針(案)を掲載しておりますので、のちほどご確認ください。

続きまして、18頁をお開きください。

こちらは、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業により、地域包括支援センターの役割を整理しお示ししているものです。すでにご理解をいただいていることと存じますが、新しい総合事業の考え方からご説明申し上げます。新しい総合事業は、今後の地域包括ケア推進の要となるもので、要支援者等をはじめとした、高齢者の様々なニーズに応えるため、従来の介護事業者によるサービスに加え、住民等の多様な主体、すなわちNPOやボランティアなどが参画したサービスを充実することにより、要支援者等に対し効率的で効果的な支援の実施になるよう目指すものです。

「はじめに」では、本事業の構築に向けた基本的考え方といたしまして、1点目では、高齢者自らが、健康増進や介護予防に努めるという自助努力が求められていること。2点目として介護予防、高齢者の社会参加の必要性。3点目として自立支援に向けた効率的で効果的な支援を目指すこととお示ししているものです。

このことを基に、本市の考え方として図に表したものが「1. 地域包括ケアの観点からみた本事業の取り組み」です。この図は、先ほどの原則である本人の自助努力と助け合いを基本として、介護予防、高齢者の社会参加、日常生活支援で高齢者の自立した支援を行うものとし、下支え的な位置づけで「生活支援体制整備事業」を開始し、2025年に向けて長期的継続的な事業として実施していくものです。

続きまして「2. 本市における各事業の方向性」についてご説明申し上げます。

本市では、総合事業への移行につきまして、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護共に、まずは総合事業の「現行相当のサービス」と「緩和した基準のサービ

ス」として、多様なサービスよりも優先して整備を進めております。

多様なサービスにつきましては、様々な視点からの準備が必要と考えておりますので、平成29年度より可能なものから順次実施してまいります。また、従来の二次予防事業や一次予防事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業へ再編することを検討しております。

続きまして、「3. 新たなサービス対象者の申請手順について」の説明に移らせていただきます。資料にもございますように、明らかに要介護認定が必要とされるケースや本人が認定申請を希望するケースは、これまでどおり要支援認定申請を行うことを基本としつつ、基本チェックリストを活用することとします。詳細はフロー図のとおりですが、特に、図の中ほどにございますとおり、基本チェックリストを希望された場合でも、その方の状態により要介護・要支援認定が必要な場合は、当該申請をお勧めすることにしていきます。また、ただ今ご覧いただいております箇所の下のとおり、要介護・要支援認定において非該当となった場合、チェックリストを実施することもできます。

次に、「要支援認定と基本チェックリストの比較」についてですが、この図は、申請から認定または判定までの流れをお示ししたものです。図にもございますとおり、基本チェックリストによる判定の場合は、総合事業のみという点はございますが、従来の認定申請よりは判定までの期間が短縮され、早期にサービスにつながれるという利点がございます。そのため、窓口では2つの仕組みについて丁寧に説明するとともに、相談者の意向を十分に確認することにしております。

続きまして、20頁をお開きください。「4. 各事業の取り組み」のうち「(1) 介護予防・生活支援サービス事業(案)」は、お示ししているとおり、従来の介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護サービスは、現行相当サービスと緩和したサービスに移行することになります。このため、この事業における包括の新たな役割といたしましては、先ほどの要支援認定とするのか、基本チェックリストにより事業対象者とするのか等、利用者が希望する支援に対する適切なサービスの申請案内のほか、自立に向けた支援ができるようケアマネジメントを実施することになります。

「(2) 一般介護予防事業(案)」は、資料にもございますとおり、従来の一次予防事業、二次予防事業を、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」に再編します。このため、この事業における包括の役割につきましては、各予防教室の周知、自主化への働きかけ、ボランティア養成講座への協力、地域活動や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等への参加促進がございます。

このように、新たな総合事業におきまして、地域包括支援センターの役割は、ますます重要になりますことから、これら役割についても予算審議を踏まえ、運営方針に盛り込んでまいりたいと考えております。

委員の皆様から、本日いただいたご意見等を参考に、最終的なものにしてまいりたいと考えております。

	<p>以上で審議事項（２）平成２９年度さいたま市地域包括支援センター運営方針（案）についての説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
角田委員	<p>２０頁の４．（２）一般介護予防事業（案）の※１の口腔機能向上教室について、これは栄養との複合事業となるとのことですが、モデル事業も今年度中に実施していることと思います。具体的にどのように変わっていくのか、関係がある事業なので、是非詳しくお聞かせ願います。</p>
会長	<p>それでは、角田委員の質問につきまして、回答をお願いします。</p>
事務局	<p>口腔機能向上教室ですが、今浦和区でモデル事業を実施しております。３日間で１コースとなっております、そのうち１日目と３日目を歯科衛生士、２日目は栄養士に来ていただいております。歯科衛生士には、まず、お口の機能についての講義をしていただき、分泌を促すことや嚥下能力を高めるためのお口の運動、ブラッシング等も行っていただいております。栄養士には、フレイルに着目し、食事の食べ合わせや、グループワークを通して参加型の講義を行っていただいております。</p> <p>今回１５名程度の方に参加していただき、３日間で１コースのものが先週終了いたしました。この内容を基に、来年度の内容について検討してまいりたいと思います。</p>
角田委員	<p>内容的にはほとんど変わりなく、コンビネーションをして効率化を図っているというところでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>他にご意見ございますか。</p>
佐々木委員	<p>地域包括支援センターの仕事は大変と思っておりますが、施設側の方の悩みはこのページの中にないので、職員からの意見等がまとまって出ていると、もう少し具体的に、どうしたらいいのか意見が出るのではないかと期待して来ましたが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>佐々木委員からの質問に関しまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今日のご用意できませんでしたが、委員の方のご意見を踏まえ、次回からはそのような視点からも資料をご提供できればと思います。</p> <p>ただ、そのようなご意見をお聞きする仕組みは幾重にも取っております、まずその中の１つとして、社会福祉協議会に委託しております包括・在支総合支援センターが、包括に対しての総合相談窓口となっており、そこから情報提供をいただいております。また、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会で、役員の方からのご意見も伺っております。</p> <p>方針についても、そうした視点を組み入れることも非常に大事かと思っておりますので、今後も続けていくことと併せて、そういった部分についても、資料に何か入れられるかと思っております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他に何かございますか。</p>
北濱委員	<p>新たなサービス対象者に対する申請というところで、状況に応じて基本チェックリ</p>

	<p>ストを活用するという記載がありますが、状況に応じてというのは具体的にどのような場合でしょうか。基本チェックリストは、以前実施していた生活機能評価のところですよね。そのあたりを詳しく教えていただきたい。</p>
事務局	<p>まず、基本チェックリストの実施について、状況に応じて活用することとすると記載しておりますのは、現在の要支援の認定をされるような方が対象であるということです。ただ、先ほどの説明の中にもありましてとおり、基本チェックリストありきではなく、例えば医療系、施設のサービスが必要である、または、健康状態に注意を要する状態であるといったことを確認し、状況に応じて基本チェックリストを実施していくということになっています。</p>
北濱委員	<p>そうすると、対応した職員の判断になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>チェックリストの判断自体は、こちらから問い合わせをさせていただき、要支援認定を受けたい、またはチェックリストをしたいといった、ご本人のご希望に応じて対応させていただくことを考えております。</p>
北濱委員	<p>それは、本人が希望しないとやらないのですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
北濱委員	<p>実施する基準は明確になっているわけですね。対応する人の判断ではなく、必ず基準を作ってください、それに則ってやっていただきたい。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。ありがとうございます。</p>
北濱委員	<p>もう1点。市の事業になってくるので、要支援に関する判定が大分変わってきますよね。これに関しても、さいたま市の介護認定審査会の委員には、4月から変わる先生もいらっしゃるのです、前もって周知していただきたい。</p>
事務局	<p>了解しました。</p>
会長	<p>他にご意見ございますか。</p>
宮本委員	<p>地域包括支援センター運営方針（案）について、文面を全体的に変えてらっしゃるので、色々な思いがあるのだろうと拝見しておりますが、3番以降は大体読んですぐ理解できる場所です。ただ、重要取組事項、冒頭の1番と2番について、変えられた趣旨、思いで結構ですので、解説いただければありがたいと思います。</p> <p>それから、ケアマネジャーとして係わるところの4番、包括的継続的ケアマネジメントのところですが、まず現場で感じていることとして、ケアマネ支援と言われている包括的継続的ケアマネジメントは、地域包括支援センターの4大業務の1つですが、ケアマネジャー支援と単に捉えていらっしゃるきらいがありますので、この機会に、ケアマネジメント支援だということを強調して案を進めていただければと思います。そういう意味で、この4番の文面も、単に前後が変わったという気もしますが、ご意見を伺えればと思います。</p>
会長	<p>ただいまの宮本委員のご質問につきまして、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、重要取組事項の1番の文言の変更ですが、「積極的に地域活動への参加や訪問を行い、」が以前の文言ですけれども、地域包括支援センター自体が、地域活動に関わるという側面を持っていますので、文言としましては、関わりを大事にした形で、表</p>

	<p>現を「関わり」に変えております。また、地域包括支援センターを広く周知するということが、この周知の中には、当然地域包括支援センターの所在地は勿論、役割や機能をあわせて地域の方にお知らせするという意味も含め、表現としましては、「周知する」としてしております。</p> <p>2番の「高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、ネットワークの構築を図ります」についてですが、もう少しわかりやすいように少し順番等を入れ替えています。あくまでも継続的な見守りや適切な支援行っていくというところに重きを置いた表現に変えております。また、「地区社会福祉協議会のネットワークと連携すること」についても、もう少しわかりやすく示せばということで、文言を変えております。</p> <p>基本的な運営方針の4番「包括的・継続的ケアマネジメント」の文言につきましては、今、ご意見をいただいたことを参考にさせていただきたいと考えております。</p>
会長	よろしいでしょうか。その他ご意見・ご質問はございますか。
長塩委員	<p>今の宮本委員と少し重なるところがありますが、全体に読んでみて、重要取組事項の1番で、「参加や訪問」というものが「関わる」に変わったり、基本的な運営方針の5番、「高齢者が自立した」というところ、「健康でいつまでも」が「高齢者が自立した」となり、「高齢者同士の支え合いによる、生きがいの獲得につながるような」というように、自助努力みたいなものが強く感じられますが、全体では地域包括支援センターが地域で重要な地位を占めるというような目標も書いてあります。</p> <p>実際、地域包括支援センターが、具体的には今までどのように地域で位置を占めるのかということ、イメージとして教えていただければと思うのですが。</p>
会長	ただいまの長塩委員の質問に対しまして、説明をお願いします。
事務局	<p>これはあくまでも、地域包括支援センターの役割が大きく変わるということではありませんが、例えば地域で困っている方のサービスにつきましては、介護の視点でサービスにつなげていくといったところが、これまでは、とりわけ目立った計画だったのではないかと思います。</p> <p>平成29年4月に本市が総合事業に移行するにあたり、先ほどご説明させていただいたとおり、高齢者生活支援コーディネーターというものを各地域包括支援センターに配置しました。この生活支援コーディネーターの役割は、地域の担い手、ちょっとした困りごととは何かを把握し、それぞれの互助、いわゆる助け合いの関係づくりというものをネットワーク化していくということを目的としています。そういったことから、はじめに地域包括ケアシステムの構築にあたっての自助、そして助け合いといったところを地域包括支援センターにも改めて意識していただくという側面から、このような内容を盛り込ませていただきました。</p>
会長	よろしいでしょうか。
長塩委員	ということは、自助や互助を進めるために、生活支援コーディネーターが関わりながら、包括が、地域が活性化できるような仕組みづくりをするというイメージでしょうか。
事務局	そのとおりです。

会長	よろしいでしょうか。その他ご意見ご質問等ございますか。
山本委員	運営方針の6番、「地域ケア会議を推進します」の「多職種協働のもと」というところで、多くの社会資源が今後重要になるということはわかります。その上で、地域包括支援センターを中心にこの会議を行うということはわかるのですが、多職種が参加するにあたって、どのように人材を選定するのか。日時や場所をどのように周知するのか教えていただけたらと思います。
会長	それでは、事務局より説明を求めたいと思います。
事務局	まず、地域支援個別会議につきましては、各地域包括支援センターが、実際に抱えている事例のうち、自分たちだけで解決できない、実際に事例に関わっている方々や地域の方々のご意見を参考にして解決する。その手段として、必要性がある場合に、こちらの会議を開催しております。 ご案内につきましては、地域包括支援センターが行いますが、その際、事例に関わっている関係者の方々の日程調整を行った上でさせていただいております。事例によって参加する方々の職種等も異なってきますので、そこも調整した上で、ご案内しております。
会長	よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。
保坂委員	新しい総合事業についてですが、住民の方は、やっと介護保険というものを理解でき、区役所や包括に相談に行けば答えを教えてくれるということが少し理解できたところで、総合事業が始まり、また混乱してしまうかと思いますが、市として今後どのように住民の方へ説明していくのでしょうか。
会長	説明をお願いします。
事務局	すでに始めていますが、まずは各区役所で説明会をさせていただきます。 また、事業所、いわゆる地域包括支援センター、ホームヘルパーの事業所、デイサービスの事業所、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーの事業所に説明会をしていく中で、私の方からいつもお願いしているのは、とにかく皆様が一番利用者として接する機会が多いので、皆様からも利用者の方にご説明をしてあげてくださいということです。介護保険スタート時も、それほど混乱がなかったのは、やはりそういった事業所からの利用者に対する説明があったからだと思っております。 あと、介護保険認定の結果通知を送付させていただく際に、今度どのように変わりますというご案内も一緒に送付させていただいております。そのほか、これからも市報等でご案内する予定です。 そのような形で、説明会に限らず、様々な手段を使って説明をさせていただいております。
会長	よろしいでしょうか。その他、何かご質問やご意見がございましたらお願いします。
会長	私から1点よろしいでしょうか。 先ほどの話にも出てまいりましたコーディネーターは、どういう方がおなりになるかということと、個人情報扱うこととなりますので、そういった方々に対する守秘義務、公務員でないとなると、守秘義務を新たに設けなければならないのですが、そういったものについて、どのように担保されているのか、ご意見を伺いたいと思いま

	す。
事務局	<p>ご質問の1点目に関しまして、まずコーディネーターの配置状況について簡単に説明させていただきます。</p> <p>地域包括支援センターに配置しますコーディネーターに関しましては、これまで地域包括支援センターの職員として配置されていた方がコーディネーターになる場合もございます。そのため、主任介護支援専門員等の資格を持ったコーディネーターもおりますし、また、地域で活動されていた方を新たに採用されたという話も伺っております。本市としましては、コーディネーターに資格要件を求めています、資格を持っている方、または地域で活動されている方を配置していただいていると把握しております。</p> <p>次に、コーディネーターの個人情報の取り扱いですが、コーディネーター等の業務そのものを業務委託としております。本市の業務委託につきましては、個人情報を取扱う際は個人情報取り扱いの研修を行う、また、研修を行った者を届出させていただく。そういったものを情報セキュリティの観点から適切に取り扱うよう、業務委託契約において実施しているところです。</p>
会長	<p>わかりました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>先ほど北濱委員からございましたが、今回制度が変わるにあたって基本チェックリストの扱いが変わります。これに関して、従来と変わりがないような形で進めさせていただき、なおかつ、漏れがないというのでしょうか。高齢者の方々に不公平がないようにしていただきたい。そのあたりをもう少し具体的にお示しいただくような形で説明を加えていただけると、もう少しわかりやすいと感じます。</p> <p>それでは、本事項につきましては、事務局において、委員の皆様から出ましたご意見等を踏まえて見直しを行い、後日、改めて報告させていただきたいという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の事項に進めさせていただきます。</p> <p>審議事項（3）「平成29年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書（案）」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>審議事項（3）「平成29年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書（案）」について説明します。当日資料の22頁をお開きください。</p> <p>こちらは、地域包括支援センターが業務を遂行するために、地域包括支援センターの目的や業務内容に沿った年間の事業計画をたてます。この事業計画を立案することによって、各地域包括支援センターの事業の方向性と責任体制を明確にするとともに、事業の遂行状況について評価することが可能になります。</p> <p>今回、事業計画書の様式を見直しし、地域包括支援センターの事業展開がわかりやすくするように整理しております。</p> <p>大きな改正点といたしまして、前回の運営協議会で、地域ごとにある問題を解決するという視点から、地域包括支援センターの事業計画をたてられるようにというご意見をいただきました。</p> <p>平成29年度の事業計画書では、地域包括支援センターが把握している圏域の課題</p>

	<p>を挙げてもらい、その課題の解決に向けて、地域包括支援センターの運営方針との整合性を図りながら、地域包括支援センターの取り組みを、年間重点事業目標に設定してもらうことを考えております。また、事業内容の介護予防ケアマネジメントについては、制度改正に基づく文言の整理を行っております。</p> <p>委員の皆様から、こちらの様式等につきまして、いただいたご意見を参考に、最終的なものにしてまいりたいと思います。</p> <p>以上で、審議事項（3）平成29年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書（案）について説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
宮本委員	<p>新しい事業計画書の1番。運営方針が課題と年間重点事業目標と達成基準が変わったというところは、大変画期的だと思われま。地域マネジメントというイメージだろうかと思いますが、地域包括支援センターの方が、課題を見つけて目標を立てることについての、ご指示、ご指南のイメージがございましたら、伺いたしたいと思います。</p>
会長	<p>今の宮本委員の質問に対しまして、説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>1番の課題につきましては、これまでの運営協議会の中で、地域ごとにある課題を解決するところが少し見えづらくなっているところのご指摘いただいております。まずは地域包括支援センターが行っております、例えば地域支援個別会議ですとか、そういったものの中から、地域の課題をこの課題に反映させられるようなスキームを検討しているところです。</p> <p>また、地域支援個別会議等々で、出てまいりました課題につきまして、その地域の課題として、重点的な目標を掲げていただくということを検討して、こちらに記載させていただいたところです。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。その他にかご意見ご質問はございますか。本件も審議事項でございます。</p>
長塩委員	<p>高齢者生活支援コーディネーターが情報収集したり、新しく地域で色々な活動をするようなことは、どこに入るのでしょうか。</p>
会長	<p>今の長塩委員の質問に対しまして、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>高齢者生活支援体制整備事業の内容につきましては、この事業計画書の中では明確な表記はありませんので、委員ご指摘のとおり、体制整備事業の内容につきましても、今後、記載等をしていきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本事項につきましては、事務局において、本日、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見等を踏まえて見直しを行い、後日、報告させていただきたいということでございます。</p> <p>それでは、審議案が3つ終わりました、これをご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（了承）</p>

会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の事項に進めさせていただきます。次からは報告事項になります。</p> <p>報告事項（１）「平成２８年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況等」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項（１）平成２８年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況等について、説明いたします。事前送付資料の９頁をお開き下さい。</p> <p>説明は９頁から５５頁までの内容を一括で説明いたします。</p> <p>まずは、事前送付資料の９頁をご覧ください。こちらは、地域包括支援センターが平成２８年度上半期に実施しました各業務の件数のとりまとめになります。</p> <p>各地域包括支援センターの事業実績としましては、１２頁から一覧で掲載しております。平成２７年度上半期の件数と併せて掲載しており、一覧は、「平日・土日祝日」「土曜日」「日祝日」の３種類を掲載しております。</p> <p>２１頁からは「平成２８年度上半期権利擁護事業実績報告」になります。</p> <p>各地域包括支援センターで対応した権利擁護事業、「高齢者虐待」「成年後見制度」「消費者被害」「困難事例」にかかる相談件数の内訳や具体的な対応内容となっております。</p> <p>なお、傍聴人用資料では個人情報の観点から、こちらの資料は記載しておりませんので、ご了承ください。</p> <p>４９頁からは、「平成２８年度上半期介護者サロン実施一覧」となっております。</p> <p>介護者サロンは、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる介護者支援として、地域包括支援センターで実施している事業です。</p> <p>各地域包括支援センターで実施している内容や参加者からの声を掲載しておりますので御確認ください。</p> <p>以上で、報告事項（１）平成２８年度上半期さいたま市地域包括支援センター運営状況等について、説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
佐々木委員	<p>９頁ですが、総合相談支援業務の数字が出ていますけれども、回数は多いのか少ないのかということと、１０頁ですが、一部を居宅介護支援事業所に委託とありますが、どのような施設にどのくらいの人で認めていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたい。</p>
会長	<p>今の佐々木委員の質問に対しまして、説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>こちらの数字が多いか少ないかですが、こちらは実際に利用者もしくは地域の方々から相談を受ける相談件数になります。地域支援会議や地域支援個別会議等の開催につきましては、地域の実情等に応じて開催することもあります。こちらは、一概に多いか少ないかという比較は、実際には相談の対応の状況にもよりますので、なかなか策としては難しいかと思えます。</p>
会長	<p>続けてお願いします。</p>
事務局	<p>もう１点の、要支援者に対する介護予防ケアマネジメントの一部を委託していると</p>

	<p>ということですが、本日の承認事項（１）でご承認いただきましたが、本市の研修を受けた者で、かつ、本市の指定を受けている居宅への認められているということになっていますので、こちらの件数、４万４千件のうち、委託している件数が約２万４千件。これが、包括から、今日承認されたところも過去に承認されたところも含め、委託を出している、委託のケアマネジメントを行っていただいている件数です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にございませんか。</p> <p>それでは、次の事項に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項（２）「平成２８年度さいたま市地域包括支援センターの介護予防支援業務の公正・中立性の評価」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項（２）平成２８年度さいたま市地域包括支援センターの介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、説明いたします。事前送付資料５７頁をお開きください。</p> <p>まずは、平成２８年度さいたま市地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について説明いたします。</p> <p>地域包括支援センターには、利用者に必要なサービスを提供するサービス事業所の選定にあたって、利用者の意思を尊重し、それ以外の理由で特定の事業所に偏らないように、公正・中立性が求められています。</p> <p>本市の地域包括支援センターの公正・中立性の評価につきましては、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」のサービスを提供する事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」について調査し、判定基準を超過している地域包括支援センターがあるかどうかを評価するものです。</p> <p>介護予防訪問介護・介護予防通所介護の判定基準ですが、ともに「特定の事業者のサービスを位置づけた人数の占有率」が５０％以下なら「課題なし」、５０％を超える場合「課題あり」としております。</p> <p>判定基準を超過し、「課題あり」とされた地域包括支援センターに対しては、そのような状況になった理由を文書により区高齢介護課に提出させ、必要に応じてヒアリングを実施し、指導することとしており、そのデータと判定結果を区連絡会及び運営協議会に報告するものとしています。</p> <p>今回は、平成２８年度６月分のサービス提供について実施いたしました。</p> <p>５９頁には介護予防訪問介護のデータを、６０頁には介護予防通所介護のデータについて掲載しております。</p> <p>介護予防訪問介護・介護予防通所介護の判定基準値を超えたセンターはなく、公正・中立性が確保されていることを報告させていただきます。</p> <p>以上で、報告事項（２）平成２８年度さいたま市地域包括支援センターの介護予防支援業務の公正・中立性の評価について、説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。特に質問やご意見がなければ、次の事項に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項（３）「平成２８年度上半期介護予防事業実施状況等」について、事務局に</p>

	説明を求めたいと思います。
事務局	<p>報告事項(3)平成28年度上半期介護予防事業実施状況等について、説明させていただきます。事前送付資料の63頁をご覧ください。</p> <p>介護予防事業としまして、元気な高齢者が参加できる一次予防事業と生活機能が低下している高齢者が参加できる二次予防事業がございます。</p> <p>63頁では平成28年度の上半期の一次予防事業と二次予防事業各事業の教室参加者数や活動回数等の前年度比で記載しております。一次予防事業につきましては、前年度に比べ増加しており、二次予防事業につきましては、前年度に比べ減少しております。64頁からは、各区の一次予防事業の実施状況の詳細となっております。また、67頁は二次予防事業の各教室の参加者数を掲載しております。</p> <p>以上で、報告事項(3)平成28年度上半期介護予防事業実施状況等について、説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
保坂委員	63頁ですが、二次予防事業が27年度よりも28年度の方が減った理由は何でしょうか。それから64頁。運動教室の参加者が多いところ、大平公園とか多いところがありますが、雨が降らなくても少ないところが多いのはどういう理由がありますか。
会長	ただ今の質問に関しまして、説明をお願いします。
事務局	まず1点目の二次予防事業の参加者が少なくなったという点ですが、今年度チェックリストを実施する方が、昨年度に比べ、少し減っている現状があり、教室に参加される対象の方も、少し減っているという実情があります。そのため、実際に参加者が減ってしまっているのではと思います。
保坂委員	では、あまりお困りにならないのですね。
事務局	そうですね。
大宮区 高齢介護課	続きまして、大平公園ですが、こちらには出ていませんが、平成27年度の上半期は59名でした。今回は89名ですが、これは、この運動教室に参加していただいている方が、かなり根付いているということと、公園自体が広く、参加者がかなり参加しやすいということで、人数が多いという状況だと思います。
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>先ほどの事務局の説明の中ですが、基本チェックリストが減ったということは、それによって、例えば高齢者の方々に漏れが生じてしまうということはないのでしょうか。つまり、従来行っていたよりも減ったということは、それを、要するに気にされないか、もしくは、通過してしまったという事例の中で、不当に不利益を被ったりしている方がいらっしゃるという状況は生じていないかということですが。</p>
事務局	26年度から遡りますけれども、26年度は介護予防健診と抱き合わせで基本チェックリストを行っておりました。27年度からそちらの方は廃止になっております、抱き合わせではなくなりましたが、27年度は26年度に介護予防健診をお受けになられた方で、その後フォローされた方が、27年度の前半にはおりましたので、チェックリストを实际行ったという方は26年度対象になって27、チェックリストの数

	<p>というのは、すみません、26年度の数と少しタイムラグがございまして、報告数に、医師会の方からあがってくる報告数に。なので、実際に行っている方がすごく減っているということとは意味合いが違いまして、介護予防健診と抱き合わせで行っていた方の分の数が、チェックリストを行った、すみません、対象となった方ですね。教室の対象となった方がそうやって減ったということですよ。すみません、今の説明が間違っていたことになるんですけども、今の伝え方ですと、すみません、説明させていただきます。申し訳ありません、教室の対象となる方が、減ってしまっているのではないかということにつきましては、最初に説明しました介護予防健診をされた方が、26年度中にされた方で、結果27年度の教室を使われたという方がいたので、27年度と28年度では、教室参加者数が減ってしまっているという現状がございまして。チェックリスト自体減ってしまっているということにつきましては、今地域包括支援センターのほうにも、必要な方に行っていただくように周知はしておりまして、イベントの中でもやってくださってはいるのでありますけれども、今のところ、必要だというふうにご友人の方からお話を聞いてやってらっしゃる方もいらっしゃるのですが、今の時点では、減ってしまっていることについて、不利益があるようなことは聞いてはいないので、すみません、現状としてはそういった状況がありまして、減っているというふう聞いております。</p>
<p>会長</p>	<p>従来は、健診事業と抱き合わせということもあったので、高齢者の方は、健診は受けない方もいるかもしれませんが、大概はやはり受ける方が多いと思います。そのときに基本チェックリストをやっているというのは、漏れをなるべく防ぐという状況がつかれますが、今般変わりましたので、一体どのようなきっかけで基本チェックリストを行うのか、誰が行うのか、誰が判断するのかということが統一できていないと、こちらの包括では多いがこちらでは少ないとか、そういうことで地域によって不公平が生まれてしまう。北濱先生が先ほどおっしゃったようなことにつながると思います。</p> <p>あと、もう一つの問題は、従来は医療者が判断していましたが、今回判断者がばらばらになりますので、本当にきちんとチェックリストが高齢者の生活機能に反映しているのかというところを、やはり市としてしっかりと、まず統括していただきたい。そして、それを指導してもらう形になりますが、そのあたりの回答を今回求めているわけではありません。その方法を踏まえていただき、このような状況が出てきており、これが続いてしまって、高齢者の方が実は漏れてしまっているということがないようにしていただきたい、というのが私個人の意見です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘のとおりです。これからチェックリストも大きなウエイトを占めてまいりますので、その使い方や基準について整合性を図って行くということは大きなテーマであり、課題だと思っております。3月までには、なるべく整理をしていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>その他、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の報告事項に進めさせていただきます。</p>

	報告事項（４）「平成２８年度さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況について」について、事務局に説明を求めたいと思います。
事務局	<p>報告事項（４）平成２８年度さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況について説明させていただきます。本日配布しております当日資料の３０頁をご覧ください。</p> <p>平成２８年度に実施しました「さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況」につきましては、当日資料にも記載がございますが、各区役所高齢介護課から会議の内容について報告いたします。</p> <p>説明については、西区役所高齢介護から岩槻区役所高齢介護課まで順次報告させていただきます。</p>
西区 高齢介護課	<p>西区連絡会の開催状況についてご報告いたします。開催日は１１月２９日、連絡会の内容につきましては資料の記載のとおりです。</p> <p>連絡会で出された意見についてですが、一次予防の公民館事業について、今年度改修工事を実施している公民館の上半期の実績がゼロだったため、これに対して委員の方から、公民館が使えないからゼロではなく、他の公民館や自治会館等を利用して実施することはできないものかというご意見がありました。</p> <p>また、生活支援コーディネーターの活動報告について、コーディネーターから、地域で活動している際、西区だけの問題ではないのですがということで、移動手段の確保が課題となっているのご意見がありました。</p> <p>これに対して、委員の方から来年３月の道路交通法の改正により、認知症のおそれのある方は、医師の診断を受け、認知症と診断された場合、免許証を返還することとなるため、返還後の移動手段の確保について、市として考えていく必要があるのではないか。あわせて、西区には公民館が４箇所しかありませんので、利用者の方が公民館事業に参加するために、乗り合いバスやコミュニティバス、こういった公共輸送の整備をする必要があるのではないかとのご意見がありました。</p>
北区 高齢介護課	<p>北区では１１月２４日に開催いたしました。連絡会の内容につきましては、資料記載のとおりです。</p> <p>連絡会でのご意見といたしまして、通いの場づくりについて、費用や活動場所の確保に市からの支援が必要ではないかとのご意見がありました。</p> <p>費用については、活動が始まれば、人的なことは包括、地区社協、また自治会等で分担して対応しているので、ランニングコストは大きなものではないのですが、活動の立ち上げ時には、<u>血圧計</u>の準備など物品等の費用がかかるので、何等かの配慮があるとありがたいとの意見がありました。また、活動場所の確保については、地域の事業者からの厚意により、場所を無償で提供してもらい活動していますが、地域リハのモデル事業から住民主体の自主活動として継続していく際に、モデル事業の際には無償で貸していただきました自治会館が、その後は有償扱いとなったということがありまして、活動の場の確保に苦慮しているのご意見もありました</p>
大宮区 高齢介護課	大宮区の連絡会の開催日は１１月２４日、内容については資料に記載のあるとおりです。

	<p>連絡会で出た意見としましては、個人情報の取り扱いについて、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会、自主防災組織等の間で、個人情報のきまりに関する取り扱いが統一されていない。また、地域包括ケアシステムを今後構築していく上で、個人情報の取り扱いが難しい。時間に余裕がある場合は同意書を取ることが原則となるが、緊急性がある場合は別の対応も考える必要があるのではないかとのご意見をいただきました。</p> <p>その他として、資産があっても認知症になりうまく運用できないことがある。元気なときから成年後見に関する知識を本人家族に周知できるような機会を多く設けるほか、認知症に関する理解を含めることが必要だとのご意見をいただきました。</p>
見沼区 高齢介護課	<p>見沼区では11月15日に開催しました。内容については、資料に記載のあるとおりです。</p> <p>見沼区は今回のテーマとして、地域課題での成功例と申しますか、うまくいったケースについて話し合いを行いました。うまくいった中で、こういうことがさらに良かった、こういうところを今後どうフォローしていったらいいでしょう等、主に成功例についての議論を行いました。いずれにしても、包括がどんどん身近になっていくような形にできればいいねという意見でまとまりました。</p>
中央区 高齢介護課	<p>中央区の連絡会は12月2日に開催いたしました。内容につきましては、資料に記載のとおりです。</p> <p>連絡会でのご意見につきましては、二次予防教室において、口腔機能向上教室が他の教室よりも参加者が少ないようですが、口腔ケアは高齢者の健康維持の面において非常に重要であるため、参加者が多い区の特徴等を参考にさせていただきたいというご意見をいただきました。</p> <p>もう一つは、地域包括支援センターと生活支援コーディネーターについて、地域包括支援センターは主に個人の相談窓口であり、生活支援コーディネーターは主に地域の相談窓口ときいておりますけれども、地域にも個人にも関連のある相談に関しては、どちらが窓口になるのかわかりにくいというご意見をいただきました。その対応としましては、まず、地域包括支援センターのほうにご相談いただければ、必要に応じて、適宜相談先を振り分けるための対応をするということになりました。</p>
桜区 高齢介護課	<p>桜区では11月18日に連絡会開催状況の内容で開催いたしました。</p> <p>本年10月に各地域包括支援センターに配置されました高齢者生活支援コーディネーターを紹介し、これまでの活動や今後の活動予定につきまして、報告いたしました。</p> <p>委員の方から頂戴した主な意見についてご紹介申し上げます。まず、地域包括支援センターが実施する地域活動ですとか、高齢者生活支援推進会議についてのご意見として、南部圏域地域包括支援センターが実施いたしました徘徊模擬訓練やコーディネーターの活動報告に対しまして、老人クラブの方から、老人クラブは地域ごとに編成されており、見守り活動も積極的に行っておりますので、是非地域の活動等に協力したいとご意見を頂戴いたしました。このことを受けまして、次回の地域活動への協力や各圏域の高齢者生活支援推進会議への参画をお願いいたしました。</p>

	<p>次に、公正・中立性の評価についてのご意見といたしまして、昨年度第2回地域包括支援センター運営協議会で、評価基準の改正が行われたことを説明させていただき、当区の報告をさせていただいたところ、さいたま市の現状として、占有率が50%を超えている事例があったら、その理由と経緯を説明してほしいというようなご意見を頂戴いたしました。</p>
浦和区 高齢介護課	<p>浦和区では11月10日に実施させていただき、内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>当日ですが、本年10月に配置されております4名のコーディネーターを連絡会の中でご紹介させていただきますとともに、その周知方法でありますとか、各団体へのアプローチ方法等について、ご意見を伺っております。</p> <p>委員の皆様からは、コーディネーターに限らず、やはり地域包括支援センターのPRも含めて、その広報と利用については、さいたま市全体の対応であるのご意見をいただいております。また、様々な機会を通じまして、繰り返し周知が必要だろうのご意見をいただいております。</p> <p>そうした中で、委員であります浦和区老人クラブ連合会から、各会長の集まりの場で、地域包括支援センター、各コーディネーターをPR、ご紹介いただく機会をいただきましたので、後日、会合に参加をいたしまして、その周知、PRをさせていただくとともに、各老人クラブ会長とコーディネーター、包括支援センターとのつながりを持つ機会とさせていただいております。</p>
南区 高齢介護課	<p>南区につきましては、区の連絡会を11月24日に開催しました。区連絡会の内容につきましては、資料のとおりです。</p> <p>区連絡会で出た意見としましては、先ほど別のところで北濱委員、保坂委員からもご意見が出ましたが、介護予防・日常生活支援総合事業について、わかりにくい制度であるため、市民向け説明会を1回と言わず、何回か実施してはどうか。また、介護認定審査会の委員に対する説明会についても是非実施してほしいとの意見を頂戴しております。これにつきましては、大切なことですので本庁のいきいき長寿推進課と検討したいと、その場ではお答えさせていただいております。</p> <p>次に2点目ですが、地域包括支援センターの実績報告の中、それから、高齢者生活支援体制整備事業のコーディネーターの活動の中で、認知症サポーター養成講座を子ども向けや小学校の授業で行っているという報告がございました。それについての意見としまして、小学校4年生くらいからになると、学校では福祉の授業があるだろうとの意見があり、その関係も含めて、認知症サポーター養成講座だけではなく、福祉に関する授業について、生活支援コーディネーター等が学校に出向いて講義を行ってもいいのではないかと、あるいは、学校ごとではなく全市的に行えるように、本庁等々、教育委員会と協議をしてもらってはどうかとの意見を頂戴しましたので、この場であげさせていただいております。</p>
緑区 高齢介護課	<p>緑区では11月29日に開催いたしました。議事内容につきましては、記載のとおりですが、生活支援体制整備事業の説明とともに、生活支援コーディネーターの方の紹介をあわせて行いました。</p>

	<p>会議で出た意見等につきましては、生活支援体制整備事業に関することに意見が集中しまして、委員の方の関心の高さがうかがえたところです。事業説明の中で、地域の助け合いのお話を中心にさせていただいたのですけれども、現状そういう環境にないのではないか、男性の方が地域とのつながりが少なく、問題が大きくなるのご意見をいただきました。</p> <p>また、ボランティアセンターに対する意見や、生活支援コーディネーターの方に対して、各団体や関係者との連携を図りながら、地域づくりを進めてほしいのご意見、ご講評をいただいたところです。</p> <p>区の対応といたしましては、包括や生活支援コーディネーターと協働して関係機関との連携を図りながら、対応・活動させていただくということで、お話をさせていただいております。</p>
岩槻区 高齢介護課	<p>岩槻区では11月29日に区の連絡会を開催いたしました。内容は記載のとおりです。その中で、地域支援個別会議の報告と地域支援会議の報告をいたします。</p> <p>地域支援個別会議の方では、ごみ屋敷問題がありまして、今後も継続的な見守りを行う必要があるという報告がありました。委員の方からの意見としては、早期発見のため、自治会や民生委員、地域包括支援センターや行政等と関係機関による、より一層の連携強化が必要とありました。</p> <p>次に、地域支援会議の報告です。こちらは、北部圏域で今年度地域リハビリテーション活動支援事業、モデル事業ですが、いきいき健康体操サポーター養成講座を企画し実施しております。参加者の中から今後体操教室を立ち上げたいという声も出ております。意見といたしましては、健康に対し、関心の高い高齢者が非常に増えておりまして、サポーターが増えると良いという意見が出ております。</p> <p>次に、南部圏域より、圏域内の介護支援専門員や民生委員を対象に勉強会を実施しており、参加者から好評を得た旨の報告がありました。内容は記載のとおりです。意見としましては、気づきのポイントを知ってもらい、地域全体で見守っていく風潮が必要ではないか、区連絡会の所属団体等において、研修の機会があれば検討していただければという意見が出ました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。</p>
長塩委員	<p>例えば、西区の意見で、乗り合いバスやコミュニティバス等を整備する必要があるとか出ていますが、こういう意見が出たことは、ここからどこか、市とかにあげてもらえるのですか。</p>
会長	<p>ただ今の長塩委員の質問に対して、説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>これにつきましては、せっかくのご意見ですので、運営協議会の中で報告があったということを担当所管の方にも申し伝えたいと思っております。</p>
長塩委員	<p>西区の方に散歩によく出かけるのですけれども、本当に移動手段がなくなっていますよね。バスとかも走らなくなってきた、是非こういうのをちゃんとあげてもらって、住みよい地域にちょっとでもなれたらいいと思います。</p>
会長	<p>その他ご意見・ご質問等ございますか。</p>

事務局	<p>先ほどのご報告の中で、南区から、区の対応の中で、いきいき長寿推進課と検討したいというのと、市の運営協議会に提案したいという2つの項目がございましたので、それについてコメントさせていただきます。</p> <p>まず1点目の市民説明については、先ほど触れさせていただきましたので、ここでは割愛させていただきますが、認定審査委員会の委員に対する説明会について、非常に貴重なご意見と承りました。今後につきましては、認定審査会委員を委嘱しております介護保険課並びに各区の高齢介護課とも調整を図りながら、効率的・効果的に説明ができる方策を練り、できる限り早いうちに、実施する方向で検討していきたいと思っております。</p> <p>2点目の、特に小学校ですか、小学校に行つて、認知症についての講座や授業、福祉に関する授業を行なつたらどうかということ、こちらの協議会に提案したいとありました。これについてですが、実は、認知症サポーターにつきましては、現在でも、小学校中学校でこういった講義と申しますか、講習会、講座を開催しております。実績といたしまして、小学校の方は20年度から実施をいたしまして、今年度途中ですが、累計約3,300人の小学生にサポーター養成講座を行っております。今後もこういった授業が拡充できますよう、ご提案のとおり、教育委員会と協議して、なるべく裾野を広げる方向で進めていきたいと思っております。</p> <p>これについては、運営協議会に提案いただいておりますので、委員の皆様方につきましても、この件については多分ご異論ないと思っておりますので、次回の、来年度1回目の協議会の中で、どのような形で進んでいるか等ご報告ができればと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明も含めまして、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。</p>
保坂委員	<p>今の小学校の話ですが、地域包括ケアという資源を全部考えると、高齢者のみではなくて、地域に住んでいる皆さんに、そういうことに興味を持ってもらわないと進まないことだと思います。</p> <p>個別支援会議等でも、やはり課題にあがるのは、自覚がない高齢者、自分がそういう状態にないということが気づかない方、先ほど言ったように、チェックリストを受けるといふのも、自覚がある人は受けると思いますが、自覚がない人が問題になっていて、そういう人が困難ケースになり、制度から漏れてしまうということになってしまうのです。やはり、小学生からの教育というのが、この介護や福祉の中には大切なことではないかと思うので、是非皆様にも賛同していただきたいと。意見ですけれども、お願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。そのあたりは、教育委員会の方にも、よくすり合わせさせていただきたいと思っております。</p> <p>他にいかがでございましょう。何かご意見等がございましたら頂戴したいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の事項に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(5)「その他」について、何か報告事項がございましたら、事務局からお願いいたします。</p>

事務局	<p>報告事項（５）「その他」について説明いたします。２点ございますが、まず、当日資料３４頁をお開きください。</p> <p>「地域ケア会議の報告」について説明いたします。</p> <p>さいたま市では地域ケア会議を、地域支援個別会議、地域支援会議、区地域包括支援センター連絡会、地域包括支援センター運営協議会の４つの会議をもって地域ケア会議として位置づけております。</p> <p>各会議には、それぞれ機能や役割を持っており、お手元の資料に記載しているとおりでございます。</p> <p>前回のさいたま市地域包括支援センター運営協議会におきまして、地域ケア会議の様々な事例の情報共有をしていくことが重要であるのご意見をいただきました。</p> <p>各圏域の地域ケア会議がどのように行われたのか。どのような課題に対してどのように解決したのか。その内容を情報共有することは、重要であると事務局の方も認識しております。</p> <p>今後は地域ケア会議の可視化を目指し、全圏域で行われた地域ケア会議の内容を情報共有する仕組みを検討していきたいと考えております。</p> <p>地域支援会議の内容を報告するための様式として、区に報告している事例がありまして、そちらは３６頁に掲載しております。こちらは、あくまでも参考として提示させていただきます。</p> <p>なお、地域支援個別会議の内容については、個人情報を取り扱っていることもございますので、情報共有するにあたっては慎重に協議していく必要があると考えております。以上で、地域ケア会議の報告については、説明を終わります。</p>
会長	<p>他にも何かございますか。</p>
事務局	<p>その他の報告事項２点目です。引き続き、資料の３８頁をお開き願います。</p> <p>まずここで注意となりますが、本条例、今改正しているところで、まだ議会中ですので、あくまでもこれは案ということになります。</p> <p>この「さいたま市地域包括支援センター職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例」は、すでに制定されている条例ですが、今回改正される場所は、主任介護支援専門員が、国の方で主任介護支援専門員の質の向上を図るべく、５年に１度更新研修を実施することになったことにより、更新研修を修了している主任介護支援専門員ということを追加させていただいたものです。</p> <p>これにつきましては、４月１日現在で、各２７包括の中に４８名の主任介護支援専門員がおりますが、この方たちに更新研修を受けていただかなければ、主任介護支援専門員でなくなってしまうということが一番大事なところです。</p> <p>最初に申し上げましたが、今議会でご審議をいただいているところで、あくまでも案でございますが、重要な案件ですので、この場をお借りし、情報提供させていただいたものです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの２つの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、以上で、本日の議事については、すべて滞りなく終了いたしました。ここで、議長の職を降ろさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方のご協力に対し、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>
司会	<p>長時間にわたるご審議等ありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして、「平成28年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会」を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>